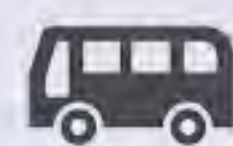


ワクチン接種会場までの移動支援



ワクチン接種の予約後、接種会場までの移動手段としてご利用ください。

「電話でバス」事前予約ができます

2回目のワクチン接種分もまとめて予約ができますのでご利用ください。

対象 市内在住で令和3年度中に65歳以上に達する人(昭和32年4月1日以前に生まれた人)

予約方法

①ワクチン接種予約完了後に「電話でバス予約センター」へ電話する。

②「ワクチン接種で利用する」旨を伝える。

③ワクチン接種会場や接種日時を伝え、最寄りのバス停・発車時刻を確認する。

※「電話でバス」のバス停以外では乗降不可

運賃 片道大人300円～400円、障害者手帳をお持ちの人とその介護者1人は半額

【電話でバス予約センター ☎ 0277(72)0011】

受付時間 午前8時～午後5時30分

「福祉有償運送事業者」の送迎支援

対象 みどり市高齢者福祉タクシー料金助成事業および重度障害者(児)福祉タクシー助成事業によりタクシー券の支給を受けている人

利用方法 対象者宛て「新型コロナワクチン接種確認証」を送付済みです。利用する場合は、同封の通知をご確認の上、福祉有償運送事業者へ直接予約してください。

【笠懸町・大間々町在住の人】

○特定非営利活動法人ファミリー

(みどり市大間々町桐原816-10)

【東町在住の人】

○特定非営利活動法人グループ28

(桐生市黒保根町上田沢744)

料金 「ワクチン接種確認証」提示により無料

その他 タクシーの利用はできません。

接種に係る相談・支援

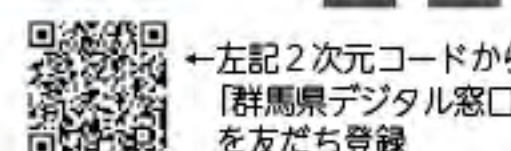


視覚障がい者や聴覚障がい者などを対象にワクチン接種の意向や接種に係る相談を、ファクスや電子メール、職員の訪問によって実施しています。必要に応じて接種予約も市職員が代行します。

県営ワクチン接種センター



群馬県では大規模接種センターを開設しています。ワクチンは武田モデルナ社製です。



←左記2次元コードから「群馬県デジタル窓口」を友だち登録

予約方法 LINE「群馬県デジタル窓口」から予約してください。

問い合わせ先 ぐんま県営ワクチン接種センター ☎ 0570(001)720 (受付時間：午前9時～午後8時30分)

①東毛ワクチン接種センター

会場 旧太田市立荊川西小学校(太田市安良岡町51)
接種規模 1日当たり1000人

②県央ワクチン接種センター

会場 Gメッセ群馬(高崎市岩押町12-24)
接種規模 1日当たり当面3000人/最大約1万回

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種のお知らせ



64歳以下の人へ接種券を順次発送しています。また、市では新型コロナウイルスワクチンの集団接種についてLINEによる予約受け付けや予約代行窓口の開設、接種会場までの移動支援などを行っています。

集団接種の予約・相談先

みどり市ワクチン接種コールセンター
☎ 0570(074)655

問い合わせ先

新型コロナワクチン接種対策室
☎ (46)7562、FAX (76)9048

16歳から64歳の人へ接種券を発送しました



現在、市による集団接種は高齢者および基礎疾患をお持ちの人を対象に実施しています。今後、64歳以下の人にも順次対象を広げていきます。

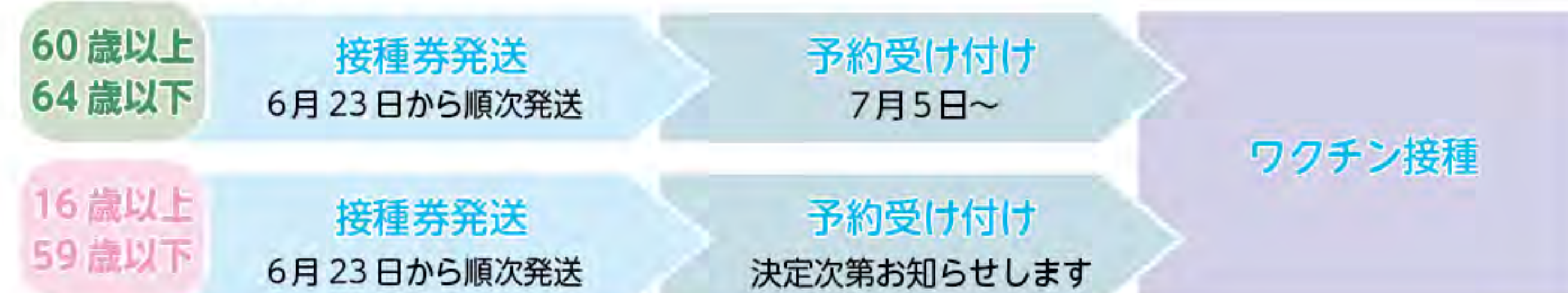
今後のスケジュールにつきましては、ホームページや防災行政無線、防災・防犯情報メールなどでお知らせします。

18～64歳の人で、早急に接種を希望される人は県営の県央ワクチン接種センターなど大規模接種センターをご利用ください。県央ワクチン接種センターについては、接種券に同封している案内チラシをご覧ください。(武田モデルナ社製のワクチンを使用するため、対象年齢は18歳以上です。)

郵送している物

① 接種券	② 予診票(2枚) ※2回接種分	③ ワクチンの説明書 (ファイザー社製/武田モデルナ社製)	④ 案内チラシ
-------	---------------------	----------------------------------	---------

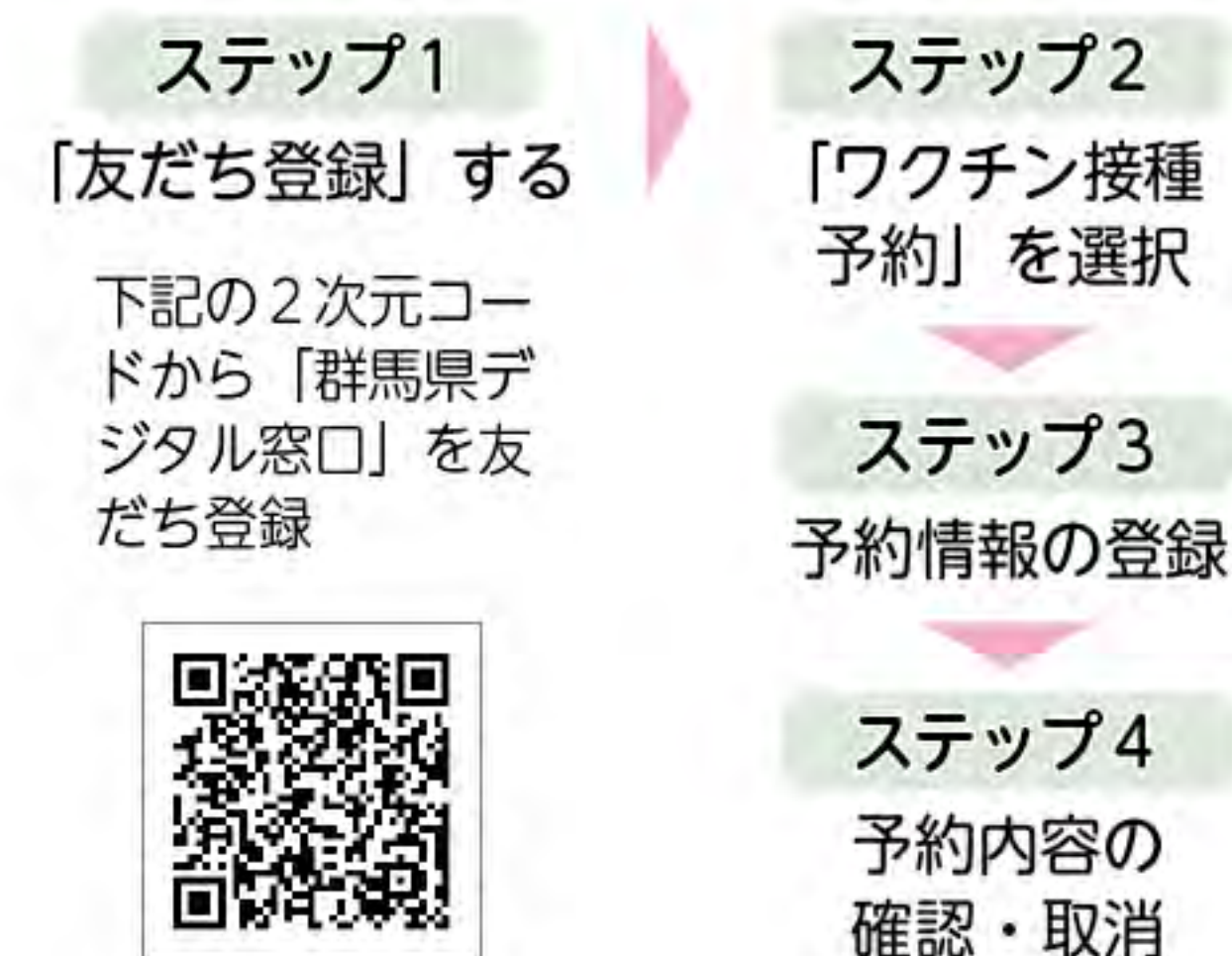
接種スケジュール



LINEで集団接種の予約ができます



スマートフォンなどにより、LINEを利用して集団接種の予約ができます。



LINE予約代行窓口を開設しています

LINE予約受け付けに係る予約代行窓口を開設しています。

スマートフォン操作に関する支援が必要な人や、スマートフォンをお持ちでない人のために、市職員が代行して接種予約を行います。

開設時間 午前9時～午後4時45分

開設場所 笠懸庁舎・大間々庁舎・東支所

持参する物 接種券

関連情報

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金



生活困窮世帯に対して、就労による自立を図る支援として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

対象 次の全てに該当する人

- ・社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を終了した人または再貸付申請を行ったが不決定となった人

- ・世帯主

- ・収入が以下①②の合算額を超えないこと(月額)

①市町村民税均等割非課税額となる収入の1/12
(単身世帯78,000円、2人世帯115,000円、

3人世帯140,000円)

②生活保護の住宅扶助基準額(単身世帯30,700円、2人世帯37,000円、3人世帯39,900円)

- ・預貯金が左記①の6倍以下(ただし100万円以下)
- ・ハローワークでの相談や応募・面接など求職活動中、または生活保護を申請中

支給額 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円(※1カ月ごと)

支給期間 3カ月

申請期限 8月31日(火)

問い合わせ先 社会福祉課援護係 ☎ (76)0975